

宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、知事が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者（以下「補助事業者」という。）が行う宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に要する経費について、補助事業者に対し、予算の範囲内において宮城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け平成15・01・14財資第1号。以下「国要綱」という。）、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成20年4月1日付け平成20・03・28資庁第10号。以下「国要領」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が企業立地支援給付金交付事業(対象市町村（国要綱第3条第1項又は第2項に規定する要件を満たす市町村であって、別表に掲げるものをいう。）の区域内に立地した企業であって、国要領第4条に規定する要件を満たすものに対し、補助事業者が給付金を交付する事業をいう。以下「補助事業」という。）を行う場合における当該事業に要する経費であって、次に掲げる経費のうち知事が必要と認めるものとし、その額は、国から県に交付される原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の範囲内において、知事が定めるものとする。

- (1) 事業費
- (2) 一般事務費
- (3) 一般管理費

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年7月1日から7月15日まで又は1月4日から1月15日までの間に、様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その内容を補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項について修正を加えて当該通知をすることができる。

2 前項の規定による交付の決定には、第 2 条各号に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による交付の決定に当たって必要な条件を付することができる。

4 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、第 11 条の規定による補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 15 日以内にその旨記載した書面をもって知事に申し出なければならない。この場合において、規則第 7 条の規定により、当該交付の決定はなかつたものとみなす。

（契約等）

第 6 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、知事に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（計画変更の承認等）

第7条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2号による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第3号による補助事業遅延

等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第4号による補助事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第7条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、様式第5号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が県の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月15日までに、様式第6号による補助事業年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該補助事業報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第11条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第4条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が交付の決定の内容、交付の決定に付した条件、規則又はこの要綱若しくはこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適正な行為をした場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者又は間接補助事業者（補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源として、補助事業者の補助事業により補助金の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、別紙誓約書に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持っ

て管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産があるときは、様式第10号による取得財産等明細表を第10条第1項に定める報告書に添付して提出するものとする。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち次の各号に掲げる財産を知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、国要綱第19条第2項の規定により経済産業大臣が別に定める財産の処分を制限する期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産
- (2) 国要綱第19条第1項に規定する財産

- 2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間内において、前項各号に掲げる財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定は前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者、その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類と補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなら

ない。

(間接補助金の支払)

第 19 条 補助事業者は、間接補助金（補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する補助金をいう。）の支払に必要な経費として第 12 条第 1 項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 2 月 20 日から施行し、平成 14 年度予算に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合の当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成 14 年度予算に係る補助金の交付の申請については、第 3 条第 1 項中「毎年 6 月 16 日から 6 月 30 日まで又は 12 月 16 日から 12 月 28 日まで」とあるのは、「平成 15 年 2 月 23 日から平成 15 年 3 月 5 日まで」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成 17 年 6 月 15 日から 6 月 30 日までに申請される補助金については、別表中「石巻市 女川町」とあるのは、「石巻市（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町に限る。）女川町」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、平成 17 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成 17 年度予算に係る補助金の交付の申請については、第 3 条第 1 項中「毎年 6 月 15 日から 6 月 30 日まで又は 12 月 16 日から 12 月 28 日まで」とあるのは、「平成 18 年 1 月 4 日から平成 18 年 1 月 13 日まで」とし、別表中「石巻市 女川町」とあるのは、「石巻市（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町、旧北上町、旧桃生町及び旧河南町を含む。）女川町」とする。

女川町」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国要領第 2 条第 1 項に規定する企業立地日又は特例増設日が、平成 25 年 3 月 31 日以前のものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 5 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 平成 25 年度予算にかかる補助金の交付の申請については、第 3 条第 1 項中「1 月 4 日から 1 月 15 日まで」とあるのは、「1 月 4 日から 1 月 15 日まで若しくは 2 月 5 日から 2 月 14 日まで」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 14 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 平成 26 年度予算にかかる補助金の交付の申請については、第 3 条第 1 項中「1 月 4 日から 1 月 15 日まで」とあるのは、「1 月 4 日から 1 月 31 日まで」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 26 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 21 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 17 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

石巻市（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町に限る。） 女川町